

各務原市子ども広場設置要綱

(平成19年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域児童の健全な育成を図るため、自治会が設置する子ども広場について必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第2条 子ども広場は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 公道に接した土地で、その地域の児童に開放できるもの
- (2) 土地所有者と自治会において無償の土地使用貸借契約を結び、5年以上使用できるもの
- (3) 自治会において維持管理できるもの

(設置の届出等)

第3条 子ども広場を設置する自治会は、子ども広場設置届（様式第1号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第4条 子ども広場の維持管理は、当該自治会において適切に行うものとする。

(廃止の届出)

第5条 子ども広場を廃止しようとする自治会は、速やかに子ども広場廃止届（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に設置されている児童遊園は、第2条の規定にかかわらず、設置要件を満たした子ども広場とみなす。